

第17回介護支援専門員実務研修受講試験(要約版)

1. 目的

本試験は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度などに関する必要な専門知識等を有していることを確認するために行うもので、宮城県が実施するものです。社会福祉法人宮城県社会福祉協議会は、宮城県知事より指定試験実施機関の指定を受け、試験事務を行います。

2. 介護支援専門員とは

介護支援専門員は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービス等を利用できるよう、サービス計画等を作成するとともに、市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

介護支援専門員の業務に従事するには、試験合格後、県が実施する介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員名簿への登録及び介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。

なお、介護支援専門員証の有効期限は5年間です。当該有効期限を更新しようとするときには、更新研修の受講が義務付けられています。

I 試験の概要

1. 試験日時 平成26年10月26日(日) 午前10時開始 (9時30分までに着席)
2. 試験会場(予定) 学校法人東北文化学園大学 仙台市青葉区国見6-45-1
学校法人仙台保健福祉専門学校 仙台市泉区明通2-1-1
公立大学法人宮城大学大和キャンパス 黒川郡大和町学苑1-1
3. 受験手数料 8,400円(消費税含む)
4. 申込受付
(1) 受付期間 平成26年6月23日(月)から
平成26年7月23日(水)まで(当日消印有効)
(2) 受験手数料振込期限 平成26年7月23日(水)まで
(3) 郵送先 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 介護支援専門員試験実施本部
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館3階
5. 受験票の送付
受験資格について審査終了後、受験番号・会場等を付して10月2日(木)に発送します。
10月10日(金)までに届かない場合は、試験実施本部までご連絡ください。
6. 試験結果の通知
平成26年12月10日(水)発送で、受験者全員に郵送により通知します。
同日午前10時頃から、県のホームページに、合格者の受験番号を期間限定して掲載します。
※1 試験中の不正行為が判明した場合や、受験申し込みに当たって虚偽又は不正の事実が認められた場合は、合格を取り消す場合があります。
※2 合否についてのお問合せには応じられません。

II 受験資格

受験資格を有する方は、次の(1)に示す試験対象者であって、かつ、(2)に示す受験地の基準を満たす方とします。

(1) 試験対象者

※【別表1】、【別表2】、【別表3】の内容については、「試験案内」P9～18を参照するか、試験実施本部にお問合せください。

- ①【別表1】の法定資格者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ日数が900日以上の方。
- ②【別表2】の1、2に定める相談援助業務の従事者、または社会福祉主事任用資格等(※1)を有する【別表2】の3、4の相談援助業務の従事者が、当該業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ従事した日数が900日以上の方。

③社会福祉主事任用資格等(※1)を有する者が、【別表3】に定める介護等の業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ従事した日数が900日以上の方。

④社会福祉主事任用資格等(※1)に該当しない者が、【別表3】に定める介護等の業務に従事した期間が通算して10年以上であり、かつ従事した日数が1,800日以上の方。

※1 社会福祉主事任用資格等とは、以下の(ア)～(エ)のいずれかをさします。

(ア)社会福祉主事任用資格を取得したこと

(イ)介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修に相当する研修(社会福祉施設長資格認定講習会等)を修了したこと

(ウ)【別表1】に掲げる資格を取得したこと

(エ)【別表2】の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと

※2 これら①～④の要件は、試験前日(10月25日)までに満たせばよいものとします。

尚、申請日において実務経験証明書の期間が不足する場合、見込みとして試験前日までの日数を算定できますが、試験終了後再度証明書の提出が必要です。

(2)受験地の基準(宮城県で受験できる方)

①申込時点で、受験資格に該当する業務に従事し、その勤務地が宮城県内にある方。

②申込時点で、受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所が宮城県内にある方。

※ 他の都道府県と重ねて受験することはできません。

(3)受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員名簿に登録することはできませんのでご注意ください。

ア. 成年被後見人又は被保佐人

イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ. 介護保険法(以下「法」という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

カ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者

キ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

Ⅲ 試験方法

(1)試験内容及び出題範囲

具体的な試験内容及び出題範囲は、厚生労働省が示す「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲」(「試験案内」P49～60 参照)とします。

(2)出題方式及び出題数

①出題方式 五肢複択方式で出題します。

②出題数、試験時間等

出題数は、介護支援分野 25 問、保健医療福祉サービス分野 35 問、合計 60 問です。

10:00～12:00 の 120 分を原則とし、解答免除の有無により、試験時間が異なります。

身体障害者等による特別措置を必要とされる方は、試験時間の延長があります。

(3)解答免除

【別表1】に示す法定資格取得者については、一部解答が免除されます。法定資格取得者以外の方については、解答免除はありません。

IV 提出書類

1. 受験申込書等

- (1) 受験申込書(受験手数料納付済みの「郵便振替払込受付証明書」をのり付け)
- (2) 試験整理票(「写真」を貼り付け)

2. 受験資格を証明する書類

- ア 実務経験証明書(平成25年度に宮城県で受験し、不合格となった方は、その通知書の原本をもって、実務経験証明書の提出を省略することができます。)
- イ 免許・資格等を証明する書類(免許状、登録証等。該当する受験資格により異なります。)
- ウ 介護支援専門員実務研修受講試験身体障害者等特別措置申請書(必要な方のみ)
- エ その他必要書類(「試験案内」P7 参照)

3. 身体障害者等に対する特別措置について

身体障害者等で受験に際して特別の措置を必要とする場合は、受験申し込みと併せて申請をしてください。詳細は「試験案内」P61～75を参照するか、試験実施本部にお問合せください。

V. 介護支援専門員実務研修について

本試験の合格者を対象に介護支援専門員実務研修が実施されます。研修通知は、宮城県が委託した研修実施団体より、合格者に通知します。

- (1) 研修は、平成26年12月開始、平成27年3月終了(前期3日間、後期3日間、計6日間)の予定です。
- (2) 前期研修と後期研修の間に、前期研修で学んだことに基づき実習協力者(要介護状態の方)を対象として、認定調査・社会資源調査・アセスメント・居宅サービス計画書等の作成実習を行ないます。なお、実習協力者の紹介は行なっておりませんので、予めご了承ください。

VI. 個人情報の取り扱いについて

受験申込書類に記載された個人情報については、下記のとおり取り扱います。

- ・本試験で取得する個人情報の項目は、当該事業で必要最小限のものに限っています。
- ・個人情報は適正に管理を行い、介護支援専門員実務研修受講試験、実務研修及び介護支援専門員名簿登録事務関連のみに使用します。

VII. 試験に関する問合せ先

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 介護支援専門員試験実施本部

電 話 022-216-5382 FAX 022-223-1151

受付時間 土曜日・日曜日・祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで

※社会福祉法人宮城県社会福祉協議会(介護支援専門員試験実施本部)のホームページに介護支援専門員実務研修受講試験案内の概要を掲載しております。

(<http://www.miyagi-sfk.net/>)